

地域別アクションプログラム 湖東地域ワーキング設置要領

（設 置）

第1条 地域別の滋賀県道路整備アクションプログラムの策定にあたり、湖東土木事務所管内における地域課題や、その課題を踏まえた今後の道路整備についての意見を広く求めるため、「地域別アクションプログラム 湖東地域ワーキング」（以下「地域ワーキング」という。）を設置する。

2 地域ワーキングにおいては「調整」「審査」「諮問」「調査」は行わない。

（構 成）

第2条 地域ワーキングは有識者、道路利用者、地域住民、行政等、別表に掲げる者で構成する。

2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

（座 長）

第3条 地域ワーキングには座長を置き、委員の互選によって定める。

（会 議）

第4条 地域ワーキングは、湖東土木事務所長が必要と認めたときに召集する。

（会議の公開）

第5条 地域ワーキングは、原則として公開とする。

（事務局）

第6条 地域ワーキングの事務局は、湖東土木事務所に置き、円滑な事務に努めるものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、地域ワーキングの運営に関し必要な事項は、湖東土木事務所長が別に定める。

付則 この要領は、令和4年8月5日から施行する。

別表

甲良町商工会	大野 均
公募委員	河原田 均
日赤奉仕団多賀支部	見津 京子
公募委員	小林 伊三夫
彦根警察署 交通課	式部 綱祐
彦根市都市建設部道路河川課	關谷 真治
愛荘町商工会 女性部	竹中 仁美
豊郷町商工会	田中 智恵子
公募委員	田邊 好彦
滋賀県立大学	轟 慎一
愛荘町建設・下水道課	羽田 順行
多賀町地域整備課	藤本 一之
甲良町建設水道課	村岸 勉
彦根観光協会	矢田 全利
豊郷町地域整備課	山田 裕樹

(五十音順)